

交野市 木造住宅除却工事 に対する補助の概要

受付 4月～12月末

なお、申請は先着順に受け付け、実施戸数は予算の範囲内とします。

[ご注意] ●交付決定以前に着手した場合には補助金を交付できませんので、木造住宅の除却工事をする前に、必ず交付申請の手続きを行ってください。

●下記のほかにも要件がありますので、必ずご相談ください。

① 補助対象建築物 次の全ての要件に該当する住宅です。

- 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準によって建築された木造住宅(長屋・共同住宅含む)
 - 既に診断されたもので、一般診断法又は精密診断法による上部構造評点が1.0未満
又は、(一財)日本建築防災協会編集の「誰でもできるわが家の耐震診断」の結果が7点以下のもの
- ※住宅部分の面積の半分以上の店舗兼用住宅等も補助の対象です。
※過去に木造住宅耐震改修補助金の交付を受けたものは除きます。
※補助金の交付は申請者あたり1回限りです。

② 補助対象者(申請者)

- 住宅の所有者等の属する世帯の直近の市・府民税の課税標準額が5,070,000円未満のもの
- 市税(市・府民税、固定資産税および都市計画税)に滞納がないもの

③ 補助額

- 補助金限度額は40万円です。
- 長屋又は共同住宅の区分所有建築物にあつては40万円に戸数を乗じて得た額です。

④ 除却工事をおこなう者

下記のいずれかに該当する建物解体事業者に依頼してください。

- ◆ 建設業法第3条第1項の許可を受けているもの
- ◆ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の登録を受けた解体工事業者

(参考)耐震診断結果について

構造評点	0.7未満	～	1.0	～	1.5以上
判定	倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない	倒壊しない	

- ◆ 構造評点とは、建築物の耐力を、本来必要とする耐力で割った数値です。本来必要とする耐力とは、現行の建築基準法で定める耐力です。
- ◆ 一般診断法または精密診断法は、原則「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」によるものとします。
- ◆ 現行の耐震基準は、中規模の地震(震度5強程度)に対して建築物がほとんど損傷せず、極めて稀にしか発生しない大規模な地震(震度6～震度7)に対しては人命に危害を及ぼすような被害が生じないことを基本としています。

お問合せ先 交野市役所 都市計画部 開発調整課

〒576-8501 交野市私部1丁目1-1 電話 072-892-0121